

# 豊中市子育て支援員研修（地域型保育事業）業務委託

## 公募型プロポーザル 募集要項

### 1. 目的

豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等で、「市長が保育士（保育教諭）と同等の知識及び経験を有すると認める者」及び「幼稚園教諭若しくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者」と規定している者で、保育士の資格を有しない者に対して必要な知識や技能等を修得するための研修を実施し、市内保育施設への就労に結びつけることを目的に、この研修を実施する受託事業者の選定に当たり、下記のとおり公募型プロポーザル募集を行います。

### 2. 募集対象業務

#### (1) 業務名

豊中市子育て支援員研修（地域型保育事業）業務委託

#### (2) 業務内容

別添「豊中市子育て支援員研修（地域型保育事業）業務委託仕様書」のとおり。

#### (3) 予定履行期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで。

#### (4) 予算額

委託料の上限は、4,939,506円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

### 3. 参加資格

本案件に参加できる者は、プロポーザル参加申込書等の提出日時点で、本市の入札参加資格登録業者であるとともに、下記のすべての要件を満たすものとします。なお、同申込書の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加を認めません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、消費税、法人市民税を遅滞なく納付していること。

### 4. スケジュール

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 募集要項等の公表   | 令和5年（2023年）4月28日（金）  |
| (2) 質問受付期日     | 令和5年（2023年）5月15日（月）午後5時15分必着<br>※質問はメールで受け付け、質問への回答は市のホームページに掲載し、個別には回答しません。 |
| (3) 質問回答期日     | 令和5年（2023年）5月19日（金）  |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和5年（2023年）5月29日（月）午後5時15分必着   |

- (5) 書類審査 令和5年(2023年)6月上旬  
 ※提案者が4者以上になった場合に実施
- (6) 面接審査 令和5年(2023年)6月9日(金)
- (7) 審査結果の通知 令和5年(2023年)6月中旬
- (8) 委託契約の締結 令和5年(2023年)6月下旬予定

## 5. 応募方法

### (1) 提出書類

|   | 提出書類                 | 留意事項                     | 様式  |
|---|----------------------|--------------------------|-----|
| 1 | 参加表明書                | ・製本一部のみ提案者の代表印を押印。副本は複写可 | 様式1 |
| 2 | 見積書                  | ・製本一部のみ提案者の代表印を押印。副本は複写可 | 様式2 |
| 3 | 提案書                  | ・子育て支援員研修業務委託提案書作成要領による  | 様式3 |
| 4 | 印鑑に関する証明書            |                          |     |
| 5 | 商業登記簿謄本<br>(登記事項証明書) |                          |     |
| 6 | 法人税・消費税の納税証明書        | 納税証明書その3の3に限定            |     |
| 7 | 法人市民税の納税証明書          |                          |     |

### (2) 提出部数及び形式

提出部数：正本1部、副本10部

形式等：豊中市子育て支援員研修（地域型保育事業）業務委託提案書作成要領による

### (3) 提出期限

令和5年(2023年)5月29日(月) (午後5時15分必着)

### (4) 提出方法

持参(土日及び時間外は受け付けません。)、郵送、宅配便のいずれかとします。

※郵送、宅配便により提出する場合は、提出期限に合わせて余裕をもって送付ください。また、事務局に対し、提出書類の到達について確認してください。

### (5) 提出書類の取扱い

提出書類はいかなる場合でも返却しません。

## 6. 選定方法

### (1) 審査方針

- ・市職員で構成する審査委員会を設置し審査します。
- ・審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、最優秀提案者及び次点提案者を決定します。なお、審査委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

### (2) 審査方法

審査基準に基づき、第一次審査は書類審査、第二次審査は面接審査を行い、総合的に採点し候補者を選定します。

下記審査基準のうち項目1～6に係る採点は、「おおむね問題ない」と考えるレベル以上であれば加点します。

#### 【審査基準】

| 項目 | 審査項目       | 審査及び配点   | 審査の視点  |
|----|------------|----------|--|
| 1  | 事業目的達成への理解 | 10点      | 事業目的・内容を反映した研修内容であるか   |
| 2  | 受講者募集・研修日程 | 20点      | 受講者が申しやすい日程・方法であるか<br>受講者が参加しやすい期間設定であるか<br>期間内に目的を完遂できる日程設定であるか |
| 3  | 研修内容       | 30点      | 講師や講義内容、テキストなどが目的を十分に理解し達成できるものであるか                              |
| 4  | フォロー体制     | 20点      | 受講者など関係者への連絡等を円滑に行える体制であるか<br>非常事態が発生した場合の対応が想定されているか            |
| 5  | 事務管理       | 10点      | 申込者・受講者など事業の段階ごとに求められるデータ作成計画や体制が整備されているか                        |
| 6  | 経費積算       | 10点      | 経費積算に合理性があり、経費削減に資する内容があるか                                       |
| 7  | 見積価格       | 20点      | 見積予定価格に対しての価格の妥当性  |
| 8  | 減点評価       | 内容に応じて減点 | 公募開始日から過去3年以内の処分歴等   |

### (3) 書類審査

- ・企画提案書類に基づく書類審査を行います。
- ・提案者が3者以内の場合は、審査基準に基づき書類審査と面接審査を一括して行います。
- ・提案者が4者以上の場合は、審査基準に基づき事前に書類審査を行い、選定委員会委員の合計得点により順位を決定し、面接審査実施対象者3者を選定することとします。この場合、

第一次審査の結果はすべての提案者に通知するとともに、面接審査対象となる提案者には第2次審査の日時を通知します。

- ・書類審査の採点結果が全体配点の60%未満である場合は、順位にかかわらず選外とします。

#### (4) 面接審査

- ・提案者に面接会場に来場いただき、選定委員による面接審査を行います。
- ・面接審査では、企画提案書類に基づき、選定委員から質疑を行います。
- ・面接時間は、1提案者あたり概ね40分以内とします（入れ替え時間も含む。）。
- ・追加資料等は、市が求める場合を除き不可とします。また、プロジェクターによる投影やパワーポイント等を使用する場合、必要な機材等をご準備ください。
- ・面接審査の出席者は、1提案者あたり3名以内とし、本業務に携わる者で、応募事業の代表者、事業責任者、事業担当者とします。

#### (5) 最優秀提案者の決定について

審査の結果、採点結果の合計点が最高点の者を最優秀提案者とします。また、最高点が最も高い者が同点数で2者以上存在する場合には、審査基準中のうち「受講者募集・研修日程」と「研修内容」の項目の点数が高い者を最優秀提案とし、同項目も同点の場合はいくじにより最優秀提案者を決定します。

#### (6) 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に対して、令和5年（2023年）6月中旬ごろに郵送にて通知します。なお、本市と仕様並びに価格等の協議の上、本市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、最優秀提案者の通知をもって本業務の受託者を約するものではありません。

### 7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ①本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ②予算額を超える提案を行った場合
- ③提案書類において虚偽の記載がある場合
- ④提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- ⑤提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑥正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑦法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑧審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑨前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

### 8. 契約の締結

- ①最優秀提案者とは、令和5年（2023年）6月下旬を目途に契約手続きを行います。

- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに本市と詳細を協議します。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがあります。
- ③本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うものとします。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）

## 9. 留意事項

- ①本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、提案者の負担とします。
- ②審査及び評価の内容、提案者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ③提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- ④質問事項の締め切り以降、業務に係る質問は受け付けません。

## 10. 応募先、質問先及び問合せ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 【豊中市役所 第二庁舎 3階】

豊中市役所こども未来部こども事業課

TEL 06-6858-2808

FAX 06-6854-9533

E-mail [kodomo-unei@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:kodomo-unei@city.toyonaka.osaka.jp)